

令和8年度 江見線バス車両購入業務仕様書

本仕様書は、佐賀市から神崎市及びみやき町を経由して久留米市までを結ぶバス路線（以下「江見線バス」という。）の運行に必要な、江見線バス車両購入業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

第1章 総則

（目的）

第1条 本業務は江見線バスの運行に供するバス車両を取得することを目的とする。

第2章 業務内容

（業務名、業務期間及び業務範囲等）

第2条 本業務の業務名、業務期間及び業務範囲等は、次のとおりとする。

業務名 江見線バス車両購入業務

履行期間 契約締結日から令和9年6月30日まで

業務範囲 (1)バス車両の製造・納品
(2)必要付属品の調達・設置及び品質管理
(3)法令に基づく車両検査の受検・対応

納入期限 令和9年4月30日

納入場所 佐賀県神崎市千代田町迎島547番地8地先
(有限会社ジョイックス交通車両ヤード内)

2 業務期間及び業務範囲等については、発注者及び受注者による協議のもと内容の見直しを行うことができる。

第3章 車両

（車両の規格及び数量）

第3条 本業務において製造する車両の規格及び数量については次のとおりとする。

- (1)車両種類 中型ノンステップバス(ワンマン)
- (2)車両定員 58名以上(座席＋立席＋運転手)
- (3)乗降方法 中乗前降
- (4)車両数量 2台
- (5)トランスミッション メーカー標準

(6)特記事項 車いす 2 台仕様(座席配列：都市型)

国土交通省標準仕様ノンステップバス認定要領の基準を満たすこと

2 車両形式・規格・内部装備等の詳細は、別添「令和 8 年度江見線バス車両購入業務詳細規格書」のとおりとする。

3 別添「令和 8 年度江見線バス車両購入業務詳細規格書」において製品指定がなされている機器については、同等品以上の機器への変更を可能とする。

4 前項に示す機器の変更を希望する場合、受注者は発注者に対して事前に確認・許可を得なければならない。

5 車両の製造は本仕様書、関係規格及び関係法規に適合すること。

(関係資料の承認)

第 4 条 受注者は製造開始にあたり以下の資料を作成し、発注者の承認を得なければならない。(各 3 部、内 1 部は承認の上受注者へ返却)

(1)車体三面図…1/40 または 1/50 A 版

(2)配線図…A2

(3)質量分布計算書…A3

(4)車台番号表

(5)工程表

(6)その他必要な資料

2 前項に示す資料について、承認後変更の必要が生じた場合はその旨を直ちに発注者に報告したのち、該当資料について再提示すること。

(法に基づく検査)

第 5 条 受注者は完成した車両について、法令に基づき必要な検査すべてを受検し、そのすべてに合格しなければならない。

第 4 章 検査及び納入

(完了検査)

第 6 条 受注者は完成した車両の納入にあたり、発注者による完了検査を受検しなければならない。

2 前項の完成検査は、仕様書、関係規格、関係法規及び添付図面等に基づき実施するものとする。

(車両の納入)

第7条 受注者は車両の納入にあたって、発注者及び納入場所の管理者である有限会社ジョイックス交通と詳細工程等について協議を実施すること。

2 車両納入の際、受注者は発注者に下記の図面、書類を提出すること。(数量は車両毎)

- (1)自動車検査証 3枚(原本1 写し2)
- (2)自動車検査証記録事項 3枚
- (3)シャシ、エンジン取扱説明書及び型録 2冊
- (4)電気配線図(車両配線図) 1冊
- (5)ワンマン機器配線図 1冊
- (6)標準仕様ノンステップバス認定書の写し 1部

第5章 業務料

第8条 受注者は第5条に示す法令に基づき必要な検査及び第6条に規定する完了検査に合格した場合、本業務に係る業務料について発注者に請求する。

第6章 その他

(緊急時の対応)

第9条 受注者は、緊急時等の連絡体制及び処理体制を明確にし、天災、事故、その他やむを得ない理由により製造に支障が生じたとき又は生じる恐れが発生した際は、直ちに発注者に連絡するとともに、適切な処置を行い、その結果を発注者に報告しなければならない。

(関係法令の遵守)

第10条 受注者は、本業務の実施にあたり、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)のほか、関係法令及び通知等を遵守し、安全、円滑な業務実施に努めなければならない。

(疑義事項等)

第11条 本仕様書に定めのない事項が生じたとき、又は本仕様書の条項の解釈について疑義が生じたときは、発注者・受注者双方協議して定めるものとする。